|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業者自主点検表**   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 記入年月日 | | 平成　　年　　月　　日 | | | | | | | | |  | | | | | | 法　人　名 | |  | | | | | | | | | | | | | | | 代表者（理事長）名 | |  | | | | | | | | | | | | | | | 介護保険事業所番号 | |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |  | | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 | | | 事業所 | 名称 |  | | | | | | | | | | | | | | | 所在地 |  | | | | | | | | | | | | | | | 記入担当者職・氏名 | | （職）　　　（氏名） | | | | | | | | | | | 連絡先電話番号 | | －　　　－ |   □　自主点検表記載にあたっての留意事項  （１）チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。    **（１）チェック項目** | |
|  |

Ⅰ（基本方針）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　基本方針 | 運営方針は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものであるか。 | □ | □ | 介基準  193条  府基準250 |
| （介護予防） | 運営方針は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものであるか。 | □ | □ | 予基準  265条  府予基準  239 |

Ⅱ（人員に関する基準）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　専門相談員 | 常勤換算方式で、２名以上か。  下表で確認  （常勤・非常勤合計　　人：常勤　　人、非常勤　　人  　　年　　月のサービス提供を行った従業者の資格別人数について、確認する。  常勤換算数（平成　年　月実績）  A　非常勤延勤務時間（　　　H）  B　常勤者要勤務時間（　　　H/月）  A÷B＝（　　人）  常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、32時間を下回る場合は32時間とする  　「育児・介護休業法」の短縮措置が講じられている者については、30時間として取扱い可能。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 勤務形態  資　格 | 常 勤（人） | | 非 常 勤（人）  ※登録型は（　）内にうち数を記載 | | | 専 従 | 兼 務 | 専 従 | 兼 務 | | 介護福祉士 |  |  |  | ( 　) | | 義肢装具士 |  |  |  | ( 　) | | 保　健　師 |  |  |  | ( 　) | | 看　護　師 |  |  |  | ( 　) | | 准看護師 |  |  |  | ( 　) | | 理学療法士 |  |  |  | ( 　) | | 作業療法士 |  |  |  | ( 　) | | 社会福祉士 |  |  |  | ( 　) | | 指定講習会修了者 |  |  |  | ( 　) | | 旧ﾍﾙﾊﾟｰ２級以上 |  |  |  | ( 　) | | 旧介護職員基礎研修修了者 |  |  |  | ( 　) | | 介護職員初任者  研修修了者 |  |  |  |  | | 実務者研修修了者 |  |  |  | ( 　) | | 合　　　　計 |  |  |  | ( 　) | | □ | □ | 府基準251  府予基準  240  老企第25号  11-1-(1)①②  法施行令第4条 |
| □ | □ |
|  |
| サービスの提供は、当該事業所の専門相談員の資格を有する従業者が行っているか。  ・介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士及び福祉用部専門相談員指定講習修了者 |
| ２　人員に関する基準の　　みなし規定 | みなし指定で下記の事業者の指定を併せて受ける場合に、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているか。  １　指定介護予防福祉用具貸与事業者  ２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者  ３　指定特定福祉用具販売事業者  ※指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものである。 | □ | □ | 介基準194条2  予基準266条  府基準251-2  府予基準240-2 |
| ３　管 理 者 | 常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。 | □ | □ | 介基準195条、予基準267条  老企第25号11-1-(2)  府基準252  府予基準  241 |
| 兼務である場合は、次のとおりであるか。  イ　当該指定福祉用具貸与事業所の専門相談員としての職務に従事する場合  ロ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合  ※　この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。   |  |  | | --- | --- | | 職　　　名 | 事　　業　　所　　名 | |  |  | |  |  | | □ | □ |
| 管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。 | □ | □ |

Ⅲ（設備に関する基準）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　専用区画 | 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。また、利用申込の受付・相談等に対応できる適切なスペースを確保しているか。  ・事務室････適切なスペースが確保されていること。  ・相談室････利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保されていること。また、遮へい物の設置（壁、パーテーションによるもののほか、つい立や家具等によるものも可）により、相談内容が漏洩しないように配慮されたものであること。 | □ | □ | 介基準196条、予基準268条  老企第25号  11-2-(1)  府基準253  府予基準242 |
| 指定申請時点及びその後に変更届出が提出されている場合はその時点から専用区画に変更がある場合遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。 | □ | □ | 法第75条  則第124条 |
| ２　設備及び備品等 | 指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品を備えているか。  ※利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあっては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたものになっているか。（扉がガラスでないもの、施錠可能なものが望ましい）  ※手指を洗浄するための設備等、感染症予防のための設備、備品（洗面、消毒薬など） | □ | □ | 老企第25号  11-2-(2)  府基準253  府予基準242 |
| ３　福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材 | 下記の基準を満たしているか。  設備  ・清潔であること。  ・既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。  器材  ・福祉用具の消毒のために必要な器材当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。  ※福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。 | □ | □ | 介基準196条2、予基準268条2  老企第25号11-2-(3)  府基準253  府予基準242 |
| ４　設備に関する基準の  みなし規定 | みなし指定の場合、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているか。 | □ | □ | 介基準196条3、予基準268条3  府基準253  府予基準242 |

Ⅳ（運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| 1内容及び手続の説明及び同意 | サービスの提供開始前に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行っているか。 | □ | □ | 介基準205条（準用）、予基準276条（準用）  8条2  老企第25号11-3-(8)  （準用)  1-3-(1)  府基準264  府予基準255  （準用）  府基準10 |
| 重要事項説明書について利用者の同意を得ているか。 | □ | □ |
| 重要事項説明書の内容に同意を得た場合は、利用者の署名・捺印を受けているか。 | □ | □ |
| 重要事項説明書と運営規程間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違していないか。 | □ | □ |
| 重要事項説明書には、利用申込者がサービスを選択するために重要な事項（下表で確認）を記載しているか。  （重要事項記載事項例）   |  |  | | --- | --- | | 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など） | 有・無 | | 運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法など） | 有・無 | | 管理者氏名及び従業者の勤務体制 | 有・無 | | 提供するサービス内容とその料金について | 有・無 | | その他費用（交通費など）について | 有・無 | | 利用料、その他費用の請求及び支払い方法について | 有・無 | | 専門相談員等の勤務体制 | 有・無 | | 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について | 有・無 | | 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む） | 有・無 | | 緊急時の対応方法 | 有・無 | | 高齢者の虐待防止に関する項目 | 有・無 | | 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合など） | 有・無 | | サービス内容の見積もり（サービス提供内及び利用者負担額のめやすなど）居宅除） | 有・無 | | 事業者、事業所、利用者（場合により代理人）による説明確認欄 | 有・無 | | □ | □ |
| サービスの提供開始について、利用者と契約書を交わしているか。  ・契約の内容は、不当に利用者の権利を侵害若しくは制限するものとなっていないか。   |  | | --- | | 上記の契約書の当事者名等の欄は、通常、次のとおり記載される。  ・事業者側････法人所在地・法人名称・法人代表者（職・氏名）を記載の上、法人代表者印を押印  ・利用者側････利用者（又は代理人）住所・氏名を記載の上、私印（認印可）押印 | | □ | □ |  |
| ２　サービス提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービス提供を拒否していないか。  ・要介護度や所得の多寡等を理由にサービスの提供を拒否していないか。  （提供を拒むことのできる正当な理由）  ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合である。  ・正当な理由により、サービス提供を拒否した場合は、その内容を記録しているか。（サービス提供を拒否したことの正当性を明らかにしておくためにも記録をすることが望ましい。） | □ | □ | 介基準、予基準9条　老企第25号3-3-(2)  府基準264  府予基準255  （準用）11 |
| ３　サービス提供困難時の対応 | サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者の紹介を速やかに行っているか。 | □ | □ | 介基準、予基準10条  老企第25号1-3-(3)  府基準264  府予基準255  （準用）12 |
| ４　受給資格等の確認 | 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。  　（確認の具体的な方法：　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | 介基準、予基準  11条  老企第25号1-3-(4)  府基準264  府予基準255  （準用）13 |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し､その意見を考慮しているか。 | □ | □ |
| ５　要介護認定等の申請に係る援助 | 利用申込者が要介護認定等を受けていない場合に、要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。 | □ | □ | 介基準、予基準12条  老企第25号1-3-(5)  府基準264  府予基準255  （準用）14 |
| 有効期間が終了する３０日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っているか。 | □ | □ |
| ６　心身の状況等の把握 | 利用者の心身の状況や置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に向け、サービス担当者会議等を通じ、情報の収集・交換を行っているか。 | □ | □ | 介基準、予基準13条  府基準264  府予基準255  （準用）15 |
| ７　居宅介護支援事業者等との連携 | 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □ | □ | 介基準、予基準14条  府基準264  府予基準255  （準用）16 |
| サービスの提供開始後も居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図っているか。 | □ | □ |
| ８　法定代理受領サービスを受けるための援助 | 利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 | □ | □ | 介基準、予基準15条  老企第25号1-3-(6)  府基準264  府予基準255  （準用）17 |
| ９　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合には、居宅サービス計画に沿ったサービス提供をしているか。 | □ | □ | 介基準、予基準16条  府基準264  府予基準255  （準用）18 |
| 10　居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合を含む。）は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助（支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明など）を行っているか。 | □ | □ | 介基準、予基準17条  老企第25号1-3-(7)  府基準264  府予基準255  （準用）19 |
| 11　身分を証する書類の携行 | 従業者に身分証明証（事業所の名称、専門相談員等の氏名、写真、職種を記載したもの）や名札を携行させ、利用者の申し出により提示するよう指導しているか。 | □ | □ | 介基準、予基準18条  老企第25号1-3-(8)  府基準264  府予基準255  （準用）20 |
| 12　サービス提供の記録 | 利用者、事業者の双方が、サービス提供実績等の確認を行えるよう、また、利用者の心身の状況等把握したことについて、今後のサービス提供に活かすため、記録をとっているか。 | □ | □ | 介基準、予基準  19条  老企第25号1-3-(9)  府基準264  府予基準255  （準用）21 |
| 記録には、次の内容が記載されているか。  ・サービス提供日時、貸与開始日、終了日、種目及び品名、提供者の氏名等、利用者の心身の状況等、福祉用具の使用状況など | □ | □ |
| 利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しているか。 | □ | □ |
| 利用者（利用者ごとに記録簿を作成して）に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その提供の日から５年間保存しているか。 | □ | □ | 介基準39条2  府基準264、府予基準249 |
| 13　利用料等の受領 | 利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額の１割（法令により給付率が９割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けているか。 | □ | □ | 介基準197条、予基準269条、  老企第25号1-3-(10)①②④  11-3-(1)  府基準254  府予基準243 |
| 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料と居宅介護サービス基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。  ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。  イ　利用者に当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。  ロ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。  ハ　会計が指定福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。 | □ | □ |
| 通常の事業実施地域内でサービス提供を行う場合、交通費の支払を受けていないか。 | □ | □ |
| 利用者の選定により通常の事業実施地域外でサービス提供を行う場合、それに要した交通費の額及び福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用以外の支払を受けていないか。  ※搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。  ※指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、下記については、利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。  イ　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費  ロ　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 | □ | □ |
| 利用者の選定により通常の事業実施地域外でサービス提供を行う場合に要した交通費、福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用の支払いについて、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | □ | □ |
| 利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収している場合は、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。 | □ | □ |
| 正当な理由なく福祉用具を回収し、サービス提供を中止していないか。  ※中止できる正当な理由  あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合。 | □ | □ |
| 14　保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っているか。 | □ | □ | 居・予条例23条  、老企第25号1-3-(11) |
| 15　領収証の交付 | 利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。 | □ | □ | 法41条8 |
| 領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用についてはさらに個別の費用ごとに区分して記載しているか。 | □ | □ |
| 償還払いとなる利用者に対し領収証の交付を行っているか。 | □ | □ |
| 16　福祉用具貸与の取扱方針 | 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なわれているか。 | □ | □ | 介基準  198条  199条  老企第25号11-3-(1)(2)(4)  11-6-(1)  府基準255、256  府予基準251、252  府基準255  府予基準251 |
| 清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しているか。 | □ | □ |
| 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。  ※特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明するものとする。 | □ | □ |
| 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行なっているか。 | □ | □ |
| 福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行なっているか。  ※「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。 | □ | □ |
| 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行なっているか。　また、修理において、専門的な技術を有する者に行わせている場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行なっているか。 | □ | □ |
| 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を実施しているか。 | □ | □ |
| 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。  また、専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供等を行う等の必要な措置を講じているか。  ※居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続きにより、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。 | □ | □ |
| （質の評価） | 自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | □ | □ |
| （介護予防福祉用具貸与の取扱方針） | 介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当っているか。 | □ | □ | 予基準277、278条（介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）  府予基準251・252 |
| 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 | □ | □ |
| 介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。 | □ | □ |
| 17　福祉用具貸与計画の作成 | 福祉用具貸与計画には、利用者ごとに作成しているか。  指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具販売計画と一体的に作成されているか。 | □ | □ | 199条の2  204条の2②  H24.3.16  QA101  府基準257  老企第25号 11-3-(5) |
| 福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等が記載されているか。  その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載しているか。  ※福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項  ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）  ・福祉用具が必要な理由  ・福祉用具の利用目標  ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由  ・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等） | □ | □ |
| 福祉用具貸与計画は、福祉用具専門相談員が、居宅サービス計画に沿って作成されているか。  福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 | □ | □ |
| 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されており、福祉用具貸与計画の作成にあたり、その内容等を説明した上で利用者の同意を得ているか。  また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しているか。 | □ | □ |
| 福祉用具貸与計画は、当該計画の完了日から５年間保存されているか。 | □ | □ |
| 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。 | □ | □ |
| （介護予防福祉用具貸与計画の作成） | 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、利用者の生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、具体的なサービス内容や期間を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しているか。この場合において、特定介護予防福祉用具貸与販売の利用があるときは、販売計画と一体的に作成しているか。 | □ | □ | 予基準  275条2  278条の2②、  府予基準 253  老企第25号 11-3-(1)(2)(3)(4) |
| 介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たり主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとし、その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項を記載しているか。介護予防福祉用具貸与計画は、介護予防居宅サービス計画に沿って作成されているか。 |
| 介護予防福祉用具貸与計画は、福祉用具専門相談員によって介護予防居宅サービス計画に沿って作成されているか。  介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防居宅サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 | □ | □ |
| 介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されており、介護予防福祉用具貸与計画の作成にあたり、その内容等を説明した上で利用者の同意を得ているか。  また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しているか。 | □ | □ |
| 介護予防福祉用具貸与計画は、当該計画の完了日から５年間保存されているか。 | □ | □ |
| 福祉用具の修理について、専門的な技術を有する者に行わせている場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。 | □ | □ |
| 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提  供の開始時から、必要に応じ、計画の実施状況の把握（モニタリング）を  行っているか。また把握の結果を記録し、その記録を介護予防支援事業者  へ報告しているか。  ※ただし、事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも一回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。 | □ | □ |
| 18利用者に関する市町村への通知 | 利用者について、次のいずれかに該当する状況が生じたことがあったか。  ①正当な理由なしに福祉用具の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。  ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | □ | □ | 介基準、予基準  26条  老企第25号31-3-(14)  府基準264（準用28）、府予基準255（準用25） |
| 上記の状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知したか。 | □ | □ |
| 19　管理者の責務 | 管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。  管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | □ | □ | 介基準、予基準52条  府基準261（準57）、府予基準255（準55） |
| 20　運営規程 | 運営規程には、次の事項が定められているか。  ・事業の目的及び運営の方針 （有、無）  ・従業者の職種、員数及び職務内容 （有、無）  ・営業日及び営業時間 （有、無）  ・指定福祉用具貸与の提供方法、取扱う種目及び利用料その他の費用の額  （有、無）  ・通常の事業の実施地域 （有、無）  ・高齢者虐待防止について（有、無）　※変更届不要  ・その他運営に関する重要事項 （有、無）  ※指定福祉用具貸与の提供方法、取扱う種目及び利用料その他の費用の額  「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料(1割負担)、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に歴月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規定には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。  ※その他運営に関する重要事項  標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。 | □ | □ | 介基準200条、予基準270条  老企第25号11-3-(4)  府基準258  府予基準244 |
| 21 勤務体制の確保 | 利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員等の勤務の体制を定めているか。  ※指定福祉用具貸与事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしているか。 | □ | □ | 介基準101条、予基準102条  201条  老企第25号  11-3-(5)  6-3-(5)  府基準264（準用109）  府予基準255（準用104） |
| 指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業の従業者によって指定福祉用具貸与を提供しているか。ただし、福祉用具の運搬、回収、消毒等、利用者がサービス利用に直接影響のないものは、この限りではない。 | □ | □ |
| （研修機会の確保） | 従業者の資質向上のため、計画的な研修を実施しているか。 | □ | □ | 介基準201、予基準271  府基準259  府予基準245 |
| 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑚に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。 | □ | □ |
| 22 福祉用具の取扱種目 | 事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。 | □ | □ | 介基準202、予基準272  府基準260  府予基準246 |
| 23 衛生管理等 | 従業者の清潔保持、健康状態の管理や設備、備品の衛生管理を行っているか。  ※従業者（常勤・非常勤）の健康診断結果の管理を行なっているか。 | □ | □ | 介基準  203条、予基準273条  老企第25号11-3-(6)  府基準261  府予基準247 |
| 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。 | □ | □ |
| 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせている場合において、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。  ※契約における保管又は消毒が適切な方法により行われることの担保等のために取り決めすべき事項  ・　当該委託等の範囲  ・　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件  ・　受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務(以下「委託等業務」という)が府基準第244条の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨  ・　指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨  ・　指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨  ・　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在、その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 | □ | □ |
| 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 | □ | □ |
| 自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、留意しているか。 | □ | □ |
| 24 掲示及び目録の備え付け | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  ※掲示すべき内容（項目は重要事項説明書と同じ）  ①運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、サービス提供方法など）  ②従業者の勤務体制  ③秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について  ④事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）  ⑤苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など） | □ | □ | 介基準  204条、  予基準  274条  府基準262  府予基準248 |
| 事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 | □ | □ |
| 25 秘密保持等 | 従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしていないか。 | □ | □ | 介基準  33条、予基準  31条  老企第25号31-3-(21)  府基準264（準用36）  府予基準255（準用33） |
| 従業者であった者が、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じているか。  ※指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの措置を講じているか。  ※従業員の在職中及び退職後の秘密保持のため、就業規則、雇用契約、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われているか。 | □ | □ |
| サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。  （同意書様式：有　無、利用者：有　無、利用者の家族：有　無） | □ | □ |
| 26 広　　　告 | 内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。 | □ | □ | 介基準34条、予基準32条  府基準264（準用37）  府予基準255（準用34） |
| 27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | □ | □ | 介基準35条、予基準33条  老企第25号31-3-(22)  府基準264（準用38）  府予基準255（準用35） |
| 28 苦情処理 | 提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。  ※「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 | □ | □ | 介基準36条、予基準34条  老企第25号31-3-(23)  府基準264（準用39）  府予基準255（準用36）  府基準263  府予基準249 |
| 苦情があった場合には、その内容等を記録しているか。  また、記録は、整備し、その提供の日から５年間保存しているか。  ※組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。 | □ | □ |
| 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。 | □ | □ |
| 市町村及び国保連から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行っているか。また、改善内容について求めがあった場合には、報告を行っているか。 | □ | □ |
| 29 事故発生時の対応 | サービス提供時に事故が発生した場合、事故に対応した適切な処置をとるとともに、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うなどの体制をとっているか。  ・利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましいこと。  ・指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | □ | □ | 介基準  37条、予基準35条  老企第25号31-3-(24)  府基準264（準用41）  府予基準255（準用38） |
| 記録は、整備し、その提供の日か５年間保存しているか。  ※事故・ひやりはっと事例報告に係る様式が作成されているか。又は事故・ひやりはっと事例報告に係る様式に記録されているか。その記録を保存しているか。 | □ | □ |
| 保険加入、賠償金の積み立てを行っているか。  ※賠償すべき事態において、速やかに賠償を行なうため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 | □ | □ |
| 30 高齢者虐待の防止 | 従事者による利用者への虐待を行っていないか。 | □ | □ | 高齢者虐待防止法 |
| 研修の機会の確保など従業員に対して高齢者虐待防止のための措置を講じているか。  （措置の具体的な内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ |
| 31 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与事業（介護予防福祉用具貸与事業）とその他の事業とに区分して会計処理しているか。 | □ | □ | 介基準38条、予基準36条  老企第25号3-1-3-(25)  府基準264（準用42）  府予基準255（準用39） |
| 32 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | □ | □ | 介基準  204条2  予基準275条  老企第25号11-3-(7)  府基準263  府予基準249 |
| 利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その提供の日から五年間保存しているか。  ・福祉用具貸与計画  ・提供した利用者ごとの指定福祉用具貸与に関する記録  ・保管及び消毒に係る業務を委託している場合における、委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認した記録及び指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認した記録及び委託事業者に対する指示の文書  ・市町村への通知に係る記録  ・苦情の内容等の記録  ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | □ | □ |
| 33 変更届出の手続 | 運営に関する基準について、変更届出提出の該当事項があった場合、速やかに変更届出を大阪府に提出しているか。  ※変更した日から１０日以内に提出すること。  （具体的な事項：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | 法第75条則第114条 |

Ⅴ（業務管理体制の整備）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| 1　業務管理体制整備に係る届出書の提出 | 事業者（法人）において、①～③の区分に応じ、業務管理体制を整備するとともに、当該整備に係る事項を記載した届出書を、所管庁に提出しているか。  ①　法令遵守責任者の選任　**【全ての法人】**  　　　　法令遵守責任者の届出　　　　　済　　・　　未済  　　　　所属・職名　　　　　　　　　　　　　氏名    ②　法令遵守規程の整備**【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】**  ①に加えて、規程の概要の届出　　　　　済　　・　　未済  ③　業務執行の状況の監査の定期的な実施**【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】**  ①及び②に加えて、監査の方法の概要の届出　　　済　　・　　未済 | □ | □ | 法115の32  則140の39  則140の40 |
| 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ているか。  ※　事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、届出が必要 | □ | □ |
| 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ているか。  ※所管庁（届出先）  　◎指定事業所が３つ以上の地方厚生局の管轄区域にまたがる場合…厚生労働大臣  　◎指定事業所又は施設が２以上の都道府県に所在する事業者で、府に法人本部が所在する場合…大阪府知事（福祉部高齢介護室介護事業者課）★  　◎地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者で、**すべての**指定事業所が同一市町村内に所在する事業者…市町村長（介護保険担当課）  　★《注》その他、大阪府知事への届出  ・１つの地方厚生局の管轄区域にある場合  ・２つの地方厚生局の管轄区域にまたがる場合 | □ | □ |

Ⅵ－１（介護給付費関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　端数処理 | 単位数算定の際の端数処理  　・単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っているか。 | □ | □ | 老企  第36号2-1-(1) |
| 金額換算の際の端数処理  ・算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てているか。 | □ | □ |
| ２　サービス種類相互の算定関係 | 利用者が特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定していないか。  ※短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者は算定可能 | □ | □ | 老企  第36号2-1-(2) |
| ３　要介護１の者に係る福祉用具貸与 | 経過的要介護又は要介護１の者に下記の指定福祉用具貸与費を算定していないか。また、算定している場合は要件を満たしているか。   |  |  | | --- | --- | | **車いす及び車いす付属品** | （　有　・　無　） | | 次のいずれかに該当する者  ①　日常的に歩行が困難な者  ②　日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | ①基本調査１－７「３．できない」  ②該当する基本調査結果がない |  |  |  | | --- | --- | | **特殊寝台及び特殊寝台付属品** | （　有　・　無　） | | 次のいずれかに該当する者  ①　日常的に起きあがりが困難な者  ②　日常的に寝返りが困難な者 | ①基本調査1－４「３．できない」  ②基本調査１－３「３．できない」 |  |  |  | | --- | --- | | **床ずれ防止及び用具体位変換器** | （　有　・　無　） | | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－３「３．できない」 |  |  |  | | --- | --- | | **認知症老人徘徊感知機器** | （　有　・　無　） | | 次のいずれにも該当する者  ①　意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  ②　移動において全介助を必要としない者 | ①基本調査３－１ 「１．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外　又は  基本調査３－２～基本調査３－７のいずれか「２．できない」又は  基本調査３－８～基本調査４－１５のいずれか「１．ない」以外  その他主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む  ②基本調査２－２  「４．全介助」以外 |  |  |  | | --- | --- | | **移動用リフト（つり具の部分を除く）** | （　有　・　無　） | | 次のいずれかに該当する者  ①　日常的に立ち上がりが困難な者  ②　移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  ③　生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | ①基本調査１－８「３．できない」  ②基本調査２－１「３．一部介助」又は「４．全介助」  ③該当する基本調査結果がない |   要介護１、要介護２、又は要介護３の者に下記の指定福祉用具貸与費を算定していないか。また、算定している場合は要件を満たしているか。   |  |  | | --- | --- | | **自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)** | （　有　・　無　） | | 次のいずれにも該当する者   1. 排便において全介助を必要と   する者  ②　移乗において全介助を必要とする者 | ①基本調査２－６「４．全介助」  ②基本調査２－１「４．全介助」 | | □ | □ | 老企  第36号2-9-(2)  ①② |
|  | **車いす及び車いす付属品**における②「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び**移動用リフト**における③「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか利用者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定支援事業者が判断しているか。 | □ | □ |
| |  |  | | --- | --- | | **車いす及び車いす付属品・特殊寝台及び特殊寝台付属品・床ずれ防止及び用具体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）** | （　有　・　無　） | | ⅰ）疾病その他の原因により、状況が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）  ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）  ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）  ※カッコ内の状態は、あくまでⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆にカッコ内の状態以外の者であってもⅰ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もある。 | ①ⅰ）～ⅲ）のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づいて判断されているか。  （適・否）  ※主治医意見書による確認のほか医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。  ②サービス担当者会議等と通じた適切なケアマネジメントにより判断されているか。  （適・否）  市町村による書面等確実な方法による確認がなされているか。  （適・否） | | □ | □ |
| この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度で行なっているか。 | □ | □ |
| 確認に用いた文書等認定調査票について必要な部分（認定調査票における、実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）については、サービス記録と併せて保存しているか。また、指定居宅介護支援事業者がいない場合は、利用者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しているか。 | □ | □ |
| ４　中山間地域等における小規模事業所加算 | 加算基準に適合しているか。   * 事業所が、厚生労働大臣が定める地域（下記※）に所在しているか。   ※１千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)  ・事業所の１月当たりの実利用者数（下記※）が15人以下であるか。  ※実利用者数とは前年度（３月を除く。）の一月当たりの平均実利用者数を用いる。 | □ | □ |  |
| 基準に適合しなかった場合、届出を行っているか。 | □ | □ |  |
| 貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において要する交通費に相当する額の３分の２に相当する額を事業所所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具貸与費の３分の２に相当する額を限度として加算しているか。 | □ | □ |  |
| 当該加算を算定することについて、利用者に事前に説明を行ない、同意を得てからサービスをおこなっているか。 | □ | □ |  |
| ５　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 加算の基準に適合しているか。  ・利用者は厚生労働大臣が定める地域に住居しているか。  ・事業所の通常の事業の実施地域を越えているか。 | □ | □ |  |
| 貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において要する交通費に相当する額の３分の１に相当する額を事業所所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具貸与費の３分の１に相当する額を限度として加算しているか。 | □ | □ |  |
| 当該加算を算定している利用者は、通常の事業の実施地域を越える場合でも交通費の支払いを受けることは出来ないが、それにも関わらず交通費を徴収していないか。 | □ | □ |  |

Ⅵ－２（介護予防費関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　端数処理 | 単位数算定の際の端数処理  　・単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っているか。 | | □ | □ | 平成18厚告127　の別表の11  老企第  36号  2-1-(1) |
| 金額換算の際の端数処理  ・算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てているか。 | | □ | □ |
| ２　サービス種類相互の算定関係 | 介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）を算定している場合は、福祉用具貸与費を算定していないか。  ※介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者は算定可能 | | □ | □ | 平成18厚告127　の別表の11  注3 |
| ３　要支援１、２の者に係る福祉用具貸与 | 要支援１，２の者に下記の介護予防指定福祉用具貸与費を算定していないか。また、算定している場合は要件を満たしているか。   |  |  | | --- | --- | | **車いす及び車いす付属品** | （　有　・　無　） | | 次のいずれかに該当する者  ①　日常的に歩行が困難な者  ②　日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | ①基本調査１－７「３．できない」  ②該当する基本調査結果がない |  |  |  | | --- | --- | | **特殊寝台及び特殊寝台付属品** | （　有　・　無　） | | 次のいずれかに該当する者  ①　日常的に起きあがりが困難な者  ②　日常的に寝返りが困難な者 | ①基本調査１－４「３．できない」  ②基本調査１－３「３．できない」 |  |  |  | | --- | --- | | **床ずれ防止及び用具体位変換器** | （　有　・　無　） | | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－３「３．できない」 |  |  |  | | --- | --- | | **認知症老人徘徊感知機器** | （　有　・　無　） | | 次のいずれにも該当する者  ①　意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  ②　移動において全介助を必要としない者 | ①基本調査３－１ 「１．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外　又は  基本調査３－２～基本調査３－７のいずれか「２．できない」又は基本調査３－８～基本調査４－１５のいずれか「１．ない」以外  その他主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む  ②基本調査２－２  「４．全介助」以外 |  |  |  | | --- | --- | | **移動用リフト（つり具の部分を除く）** | （　有　・　無　） | | 次のいずれかに該当する者  ①　日常的に立ち上がりが困難な者  ②　移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  ③　生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | ①基本調査１－８「３．できない」  ②基本調査２－１「３．一部介助」又は「４．全介助」  ③該当する基本調査結果がない |  |  |  | | --- | --- | | **自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)** | （　有　・　無　） | | 次のいずれにも該当する者   1. 排便において全介助を必要と   する者  ②　移乗において全介助を必要と  する者 | ①基本調査２－６「４．全介助」  ②基本調査２－１「４．全介助」 | | | □ | □ | 平成18厚告127　の別表の11  注2  老企  第36号9-(2)  ①② |
|  | **車いす及び車いす付属品**における②「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び**移動用リフト**における③「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか利用者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定支援事業者が判断しているか。   |  |  | | --- | --- | | **車いす及び車いす付属品・特殊寝台及び特殊寝台付属品・床ずれ防止及び用具体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）** | （　有　・　無　） | | ⅰ）疾病その他の原因により、状況が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第79号に該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）  ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し短期間のうちに第95号告示第79号に該当するに至ることが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）  ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第79号に該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）  ※カッコ内の状態は、あくまでⅰ）～ⅲ）の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆にカッコ内の状態以外の者であってもⅰ）～ⅲ）の状態であると判断される場合もある。 | ①ⅰ）～ⅲ）のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づいて判断されているか。  （適・否）  ※主治医意見書による確認のほか医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。  ②サービス担当者会議等と通じた適切なケアマネジメントにより判断されているか。  （適・否）   1. 市町村による書面等確実な方法による確認がなされているか。   （適・否） | | | □ | □ |
| この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度で行なっているか。 | | □ | □ |
| 確認に用いた文書等認定調査票について必要な部分（認定調査票における、実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）については、サービス記録と併せて保存しているか。また、指定介護予防支援事業者がいない場合は、利用者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しているか。 | | □ | □ |